様式１(第３条関係)

年　月　日

国立大学法人琉球大学発ベンチャー認定申請書

　国立大学法人琉球大学長　　殿

　　（申請者）

　所属

　職名

　　　　　　　　　　　　　氏 名 　　　　　 印

　下記のとおり大学発ベンチャーの認定を申請します。

　なお，認定のうえは，国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程その他の諸規則を遵守することを誓約します。また、貴学から授与された称号の使用において，当方若しくは，第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は，当方で処理し，貴学及びその関係者に損害賠償請求は一切行いません。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①　企業名 | |  |
| ②　所在地 | |  |
| ③　代表者名 | |  |
| ④　代表者区分 | |  |
| ⑤　連絡先(電話番号及びE-mail) | |  |
| ⑥　事業開始日等 | 事業開始日 |  |
| 設立日 |  |
| 事業開始予定日 |  |
| ⑦　分野 | |  |
| ⑧　資本額（又は出資総額） | |  |
| ⑨　常時使用（予定）の従業員数 | |  |
| ⑩　事業の形態 | |  |
| ⑪　事業の概要 | |  |
| ⑫　事業化しようとする研究成果の概要 | |  |
| ⑬　大学発ベンチャー起業（設立）形態 | |  |
| ⑭　琉球大学の研究成果であることの説明（関連する研究者名等） | |  |
| ⑮　琉球大学において事業化を行う必要理由 | |  |
| ⑯　事業予定及びその準備活動のスケジュール | |  |
| ⑰　その他 | |  |

１　各項目の記入要領

　(1)　④「代表者の区分」については，以下の中から選択して記入すること。

　　　　本学の職員，学生，大学院生，研究生，共同研究員，受託研究員及びその他

　(2)　⑥「事業開始日」とは，営利を目的とした事業を反復継続し始めた日であり，個人事業の開始にあっては，所得税法第229条の「開業の届出」を税務署長に提出した開業日がそれに当たる。

　(3)　⑦「分野」は，以下の中から選択して記入すること。

　　　　ＩＴ(ソフト，ハード)，バイオ・医療，環境，素材・材料，機械・装置，その他

　(4)　⑩「事業の形態」は，その種類を以下の例を参考として記入すること。

　　　　例)　株式会社，合同会社(LLC)，有限責任事業組合(LLP)，企業組合，協業組合，事業協同組合，

事業協同小組合　等

　(5)　⑬「大学発ベンチャーの起業（設立）形態」については，以下の中から選択して記入すること。

　　ア　本学又は本学の職員等が所有する知的財産に基づいて起業したもの。

イ　本学で達成された研究成果または習得した技術やノウハウ等に基づいて起業したもの。

ウ　本学の職員等がベンチャー企業の設立者となり，又はその設立に深く関与し起業したもの。ただし，職員等の退職又は卒業等から起業までの期間が３年以内のものに限る。

エ　起業する者の持つ技術やノウハウ等を事業化するため,起業まで３年以内の期間に本学との共同研究等により起業したもの。

　(6)　⑭「琉球大学の研究成果であることの説明」には，例えば，特許権の場合は発明者とその所属を記入すること。

　(7)　⑯「事業予定及びその準備活動のスケジュール」は，創業を行おうとする場合のみ記入すること。

　(8) ⑰「その他」は,　大学発ベンチャーの認定の申請に当たって,特筆すべきこと等を記入すること。

２　添付資料

　(1)　個人の場合(a又はb)

　　　　a　事業を開始した日が確認できる書類(所得税法第229条に基づき，税務署長に提出された「開業の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し　等

　　　　b　1年以内に創業を行おうとする個人にあっては，その旨の誓約書

　(2)　法人の場合(c又はd)

　　　　c　設立の日が確認できる書類(法人税法第148条に基づき，税務署長に提出された「設立の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し　等

　　　　d　定款，寄付行為，規則又は規約の写し

（参考）

　※　所得税法第229条

　　　(開業の届出)

　　　　居住者又は非居住者は，国内において新たに不動産所得，事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し，又は当該事業に係る事務所，事業所その他これらに準ずるものを設け，若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には，財務省令で定めるところにより，その旨その他必要な事項を記載した届出書を，その事実があった日から一月以内に，税務署長に提出しなければならない。

　※　法人税法第148条

　　　(内国普通法人等の設立の届出)

　　　　新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は，その設立の日以後2月以内に，次に掲げる事項を記載した届出書にその設立の時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し，これを納税地(連結子法人にあっては，その本店又は主たる事務所の所在地。第1号において同じ。)の所轄税務署長に提出しなければならない。

　　　　1　その納税地

　　　　2　その事業の目的

　　　　3　その設立の日